

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 27 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

宜野湾市条例第 42 号

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生及び公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(経営の主体)

第 3 条 法第 10 条第 1 項に規定する墓地等を経営しようとする者（以下「経営者」という。）は、次の各号（納骨堂又は火葬場を経営しようとする者にあつては、第 1 号から第 3 号まで）のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (3) 墓地の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (4) 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体
- (5) 付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地（以下「個人墓地」という。）を営しようとする者

(事前協議等)

第 4 条 法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第 2 項の規定による墓地等の変更の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該墓地等の経営又は変更の計画（以下「墓地等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者が、前項の規定による協議を行う場合は、協議書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要に応じ、沖縄県知事又は沖縄県内の市町村の長に協議書を送付し、意見を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

第5条 申請予定者は、墓地等に接する土地又は当該土地に存する建物の所有者等(以下「隣接住民等」という。)及び周辺の建物の所有者等(隣接住民等を除く。以下「周辺住民等」という。)に対し、墓地等計画について周知するため、第19条第2項に規定する検査済証の交付を受ける日まで墓地等計画の概要を記載した標識を墓地等の計画地の見やすい場所に設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第6条 申請予定者は、隣接住民等及び周辺住民等に対し、墓地等計画の内容について周知するため、説明会を開催しなければならない。ただし、個人墓地については、この限りでない。

2 前項の説明会の不参加者については、個別に説明をしなければならない。

3 第1項の規定による説明会を開催したとき又は前項の規定による個別の説明を行ったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(隣接住民等との協議)

第7条 申請予定者は、隣接住民等に対し墓地等計画の内容を提示し、次に掲げる意見について十分に協議しなければならない。

(1) 公衆衛生その他公共の福祉についての意見

(2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見

(3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(周辺住民等との協議)

第8条 申請予定者は、周辺住民等から墓地等計画について前条第1項各号に掲げる意見の申出があったときは、当該申出をした者と十分に協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(手続の省略)

第9条 特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、第4条第1項及び第2項並びに第5条から前条まで規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(申請)

第10条 法第10条の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請しなければならない。この場合において、同条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、前条の規定により手続が省略された場合を除き、第4条第1項及び第2項並びに第5条から第8条までに規定する手続を行なった後、市長に申請しなければならない。

(許可等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合、許可するときは許可証を申

請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。

2 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないよう、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第12条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(設置場所の基準)

第13条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。
- (2) 墓地等の区域の境界線と公園、学校、保育所、病院その他公共的施設又は人家との水平距離が、次に定める距離以上であること。
 - ア 墓地にあつては、100メートル
 - イ 納骨堂にあつては、100メートル
 - ウ 火葬場にあつては、200メートル
- (3) 水源を汚染するおそれのない土地であること。

2 個人墓地の設置場所は、前項の規定に加え、別表に掲げる個人墓地禁止区域以外の土地でなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

(墓地の構造設備基準)

第14条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 墓地の周囲は、障壁又は生垣等で境界を設けること。
- (2) 通路の有効幅員は、規則で定める距離以上とすること。
- (3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- (4) 墓地区域面積のうち規則で定める面積以上の緑地を適性に配置すること。
- (5) 管理事務所、便所、給水設備、ごみ保管設備及び規則で定める規模以上の駐車場を設けること。
- (6) 合葬墓(縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、合わせて埋蔵するための施設をいう。)を設置すること。

2 個人墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 墓地の周囲は、障壁又は生垣等で境界を設けること。
- (2) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- (3) 緑地を適性に配置すること。
- (4) 面積がおおむね20平方メートルを超えないものであること。

(納骨堂の構造設備基準)

第15条 納骨堂の構造設備の基準は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障が

ないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 納骨堂の周囲は、障壁又は生垣等で境界を設けること。
- (2) 耐火構造であること。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造とすること。
- (4) 内部には、除湿装置を設けること。
- (5) 管理事務所、便所、給水設備、ごみ保管設備及び規則で定める規模以上の駐車場を設けること。

(火葬場の構造設備基準)

第 16 条 火葬場の構造設備基準は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 火葬場の周囲は、隣接地から見通せない高さの障壁又は生垣等で境界を設けること。
- (2) 火葬炉には、防臭及び防じんのために必要な装置を設けること。
- (3) 管理事務所、便所、給水設備、ごみ保管設備及び規則で定める規模以上の駐車場を設けること。

(経営者等の遵守事項)

第 17 条 墓地等の経営者又は管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の区域を清潔に保持すること。
- (2) 墓地等の設備が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。
- (3) 墓石等が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全装置を講じ、又は墓地の使用者に安全措置を講ずるよう求めること。
- (4) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、個人墓地については、この限りでない。

(地位の継承)

第 18 条 個人墓地について祭祀を継承した者は、経営者の地位を継承する。

2 前項の規定により経営者の地位を継承した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、新たに許可証を交付する。

(工事完了届出等)

第 19 条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事が許可した内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、検査済証を墓地等の経営者に交付する。

3 墓地等の経営者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(立入調査)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、当該職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第 21 条 市長は、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条から第 8 条までに規定する手続が正当な理由がなくなされていないと認めるときは、申請予定者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第 22 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、勧告を受けた者にあらかじめその理由を書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に宜野湾市墓地等の経営許可等に関する規則（平成 24 年宜野湾市規則第 9 号）によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 13 条関係）

個人墓地禁止区域	
1	土地区画整理事業地区
2	急傾斜地崩壊危険区域